

一般質問

ここが聞きたい! 町政を問う



▲八代基次議長



一般質問は、議員が町の行政全般にわたって理事者に対して、事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すために行います。

広陵町議会では、通告制（質問内容をあらかじめ議長に提出する）を採用し、一議員、一時間の持ち時間で、一質問につき、3回まで質問を行います。なお、質問内容及び答弁内容については、紙面の都合上、要約掲載となっておりますので、詳細は会議録をご覧ください。

会議録は、12月上旬に町役場及び町施設のサービスカウンターに配置し、広陵町ホームページに掲載する予定です。

※答弁者の「理事者」との記載は、町長、副町長、教育長、関係部長の発言を要約して掲載する場合に用いています。

パークゴルフ場について

笹井正隆 議員



問 (A) 広陵パークゴルフコースについては、管理条例第7条第2項の特別の理由があると認める場合、使用料の全部または一部の免除について、同3項使用料の還付の特別な理由について、パークゴルフプレー中に草の伐根及び草刈り機の使用、その他プレーに関係のない人のコースの出入りについて、並びに芝及び草刈りまた草の伐根については、季節により違うと思うがどの程度管理されているかお聞きしたい。(回数、水置き、肥料、その他)
(B) 古寺コース及びグリーンセンターコースについては、維持管理はどう考えているか。担当部局は。また、クリーンセンターコースについては、パークゴルフとグラウンドゴルフの仕分けについて、手洗い及び休憩所の上屋の設置の考えは。

平岡町長 (A) 町が主催する大会で運営上必要が生じた場合、免除す

る。基本的には除草等は利用時間以外に行う。コース内の立ち入りは管理者が認めない人の出入りは禁止している。コースの草刈りについては、特に7月から9月は、グリーン上は週2回、フェアウェイは週1回、散水は、ほぼ毎日利用時間外3時間程度行っている。肥料は適時施肥している。目砂置き、殺菌剤も同様です。
(B) 申し込みや運営上の管理は福祉課が担当する。グリーンセンターコースのパークゴルフとグラウンドゴルフの仕分けについて福祉課に申し込む際に調整、普段はパークゴルフの利用とする。手洗所はグリーンセンター南側子ども広場に考えている。休憩所は利用頻度を見ながら考えて行く。



新しく整備されたクリーンセンターコース

健民グラウンドゴルフ

問 今後の計画をお聞きしたい。

平岡町長 現在のグラウンドを南側に拡張することで、観覧者のスペースの拡大を図り、健民グラウンドの整備を進めてまいります。